



債務負担行為額を超過した建物賃貸借契約の締結について

現在、呉中央小学校内にリース方式による放課後児童会建物を建設中であり、当該建物については、今年2月に建物賃貸借事業者（以下、「事業者」といいます。）と令和20年度までの建物賃貸借契約（リース契約）を締結しています。その契約手続の際、令和6年度以降の債務負担行為の限度額が1億3,050万円であったにもかかわらず、令和5年度当初予算で設定した全体事業費である1億3,500万円の額を見て、限度内に収まっていると誤認したため、限度額を4千円超過してしまったものです。

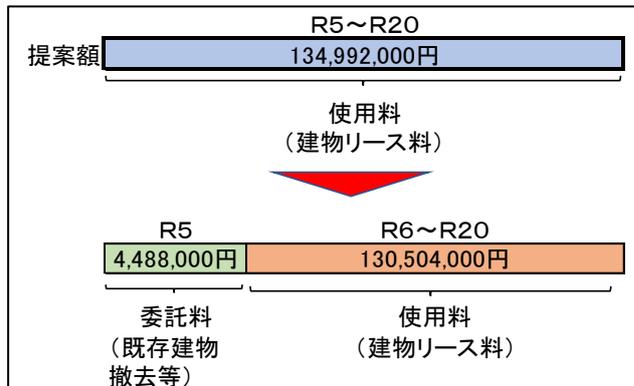
1 本件に係る債務負担行為と執行状況

債務負担行為の状況		執行状況		差引(A-B)
全体事業費	135,000,000	全体事業費支出負担行為額	134,992,000	—
令和5年度予算額	4,500,000	令和5年度支出済額	4,488,000	—
A 令和6年度以降の債務負担行為額	130,500,000	B 令和6年度以降の支出負担行為額	130,504,000	△ 4,000

※全体事業費に係る令和5年度予算及び債務負担行為は令和5年度当初予算で措置

2 原因

リース契約を起案するに当たり、令和6年度以降の債務負担行為限度額（130,500千円）内で処理すべきところを、令和5年度当初予算で措置した全体事業予算額（135,000千円）の金額を見て、契約予定額が予算額以内に収まっていると誤認し、契約額（130,504千円）を財務会計システムに入力したものです。



3 今後の対応

現在の契約は、不適法な状態となっているため、7月の竣工に向けて仕様を見直し、減額変更することにより不適法な状態を解消したいと考えています。

4 再発防止に向けた取り組み

今後、抜本的な再発防止に向けましては、全庁的な対応策の検討が急務であると考えています。このため、内部統制制度の幹事会において、具体的な再発防止に向けた取組の検討を進め、年内には方針を取りまとめ公表します。